

# 茨城県リサイクル製品認定制度実施要綱

## (目的)

第1条 循環資源の適正な循環的利用を推進するため、廃棄物等を原材料として製造加工され、安全性が確保されたリサイクル製品を認定するとともに、認定製品の有用性を広く周知することにより、リサイクル産業の社会的地位の向上を図るとともに、循環資源の有効利用に関する県民等の意識高揚を促し、もって循環型社会の形成に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において「循環資源」とは、以下に掲げる物のうち、有用なものをいう。

- (1) 廃棄物
  - (2) 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品（現に使用されているものを除く。）又は製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給、土木建築に関する工事、農畜産物の生産その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品（前号に掲げる物並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）
- 2 この要綱において「リサイクル製品」とは、循環資源を原材料として製造加工された製品をいう。

## (認定等)

第3条 知事は、リサイクル製品のうち、次の各号に掲げる要件に適合するものを、茨城県リサイクル認定製品（以下「認定製品」という。）として、認定することができる。

- (1) 原則として、県内で発生する循環資源の循環的な利用により、県内で製造加工されること。
  - (2) その普及が廃棄物等の発生抑制とリサイクルの推進に効果を有すると認められること。
  - (3) 生活環境の保全のために必要な措置が講じられている事業場において製造加工されること。
  - (4) 認定の申請時において既に販売されており、又は申請から6月以内に販売されることが確実であること。
  - (5) 別表1に定める茨城県リサイクル製品認定基準（以下「認定基準」という。）に適合していること。
- 2 前項の規定による認定を受けようとする者は、別記様式1により認定の申請をするものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による認定をしたときは、当該認定の申請者に別記様式2による認定証を交付するものとする。

## (認定審査)

第4条 知事は、前条第1項の規定による認定をする場合においては、その適否等について、茨城県リサイクル製品認定審査会（以下「審査会」という。）において審査する。

- 2 前項の規定による審査会は、別に定める要綱により設置し、開催するものとする。

#### (認定期間等)

第5条 第3条第1項の規定による認定の有効期間は、知事が認定した日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日までとする。

2 第3条第1項の規定による認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、前項の有効期間の延長を希望する場合は、当該認定事業者は、期間が満了する日の属する年度の9月30日までに、別記様式3により知事に申請しなければならない。この場合において、第3条第3項による認定証の交付については、期間が満了する日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年を超えてはならない。

#### (変更の届出)

第6条 認定事業者は、認定製品の申請事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、別記様式4により知事に届け出なければならない。

#### (認定の取消)

第7条 知事は、次のいずれかに該当するときは、その認定を取消することができる。この場合において、知事は、認定を取消した理由について、審査会に報告しなければならない。

(1) 認定製品が、第3条第1項に定める要件に適合しなくなったとき。

(2) 認定事業者が、前条の規定による届出をしなかったとき。

2 前項の規定による認定の取消により損失が生じた場合においては、認定事業者がその責めを負うものとする。

#### (認定基準の変更等)

第8条 知事は、必要と認めるときは、評価基準の変更・廃止、新規評価基準の作成（以下「認定基準の変更等」という。）をすることができる。

2 認定基準の変更等を行う場合は、審査会に付議して了承されなければならない。

3 認定基準の変更等を行った場合、これを公表する。

4 認定基準の変更等に伴って当該認定品が認定基準に適合しなくなった場合であっても認定製品の認定の有効期間内は認定基準に適合しているものとみなす。

#### (県の責務)

第9条 県は、県が行う工事、事務物品等の発注を行う場合において、品質面等において、その品目と同等の認定製品がある場合は、当該認定製品を優先的に使用するよう努めるものとする。

2 県は、県内の市町村に対し、認定製品の使用に配慮するよう要請するものとする。

3 県は、県内の事業者及び県民による認定製品の使用が促進されるように、認定製品に関する適切な情報提供を行うものとする。

4 県は、認定制度の効果を測定するため、認定事業者に対し、当該認定製品の販売実績（別記様式5）の報告を求めることができる。

(認定製品の表示)

第 10 条 認定事業者は、認定製品に「茨城県リサイクル認定製品」であることを表示することができる。

2 前項の規定による表示は、別に定める要領により行うものとする。

(立入検査等)

第 11 条 知事は、必要な限度において、事前通告なしに認定事業者、若しくは循環資源を供給する者に対して報告を求め、又は当該職員に工場等に立ち入らせ、土地、建物、機械、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 知事は、当該職員に、試験の用に供するのに必要な限度において、認定事業者からリサイクル認定製品及び循環資源を無償で収去させ、分析させることができる。

(所 掌)

第 12 条 この要綱に関する事務は、茨城県県民生活環境部廃棄物対策課において所掌する。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 2 月 24 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 1 月 6 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項の規定による申請は、令和 2 年 1 月 31 日までにしなければならないものとする。

## 茨城県リサイクル製品認定基準

項 目	区分	認 定 基 準 等	
安全性への 配 慮	(共通)	①特別管理（一般（注1）・産業（注2））廃棄物を使用していないこと ②その他当該製品について適用される関係法令を遵守していること	
	(個別)	I 通常の使用方法 において製品が 人の口に入る可 能性のあるもの	JIS S 6006（鉛筆、色鉛筆及びそれらに用いるしん）の有害物質の規格に適合していること
		II 上記以外のもの で環境中に溶出 の可能性のある もの	環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく土壌の汚染に係る環境基準に適合していること
規 格 等		次のいずれかの規格等に適合していること。 ① J I S 規格 ② J A S 規格 ③エコマーク認定基準 ④その他公的な機関が定める品質等の基準 ⑤上記基準に準じていること	
そ の 他		品目ごとに別に定める率の廃棄物を製品に使用していること。	

\*安全性への配慮については、共通事項(必須)および製品に応じた個別事項 I または II に適合していること。

### (注1)特別管理一般廃棄物

- ・ PCBを使用した廃エアコン、テレビ、電子レンジなどの部品
- ・ 集塵施設によって集められたばいじん
- ・ 病院・診療所等から生ずる感染性一般廃棄物 など

### (注2)特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油（産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類）
- ・ 廃酸（pHが2.0以下の廃酸）
- ・ 廃アルカリ（pHが12.5以上の廃アルカリ）
- ・ 感染性病原体を含むか、そのおそれのある産業廃棄物
- ・ PCBを含む廃油、紙くず、木くず、廃プラスチック類等
- ・ 廃石綿
- ・ 水銀・カドミウム・ダイオキシン類等有害物を含む産業廃棄物 など

## 茨城県リサイクル製品認定区分

No.	認 定 区 分	製 品 の 例	製品中の廃棄物の 使用割合（重量比）
1	再生材料を使用したプラスチック製品	文具・事務用品・ゴミ箱，卵パック等の家庭用品	70%以上
		ベンチ，柵，植木鉢等の屋外家具や園芸用品 標識版，杭，擬木等	50%以上
2	再生PET樹脂を使用した製品	衣服，文具・事務用品，等	50%以上
3	廃タイヤ・チューブを使用した製品	ゴムシート等	100%
4	廃木材，間伐材，小径木等を利用した木製品	屋外用品，屋内用品，木炭，活性炭，緑化資材，土壌改良剤等	70%以上
5	古紙を利用した製品	トイレットペーパー，包装用材，等	100%
		包装用紙	40%以上
		文具・事務用品等	70%以上
6	生ごみ，動植物性残さを利用した製品	堆肥，肥料等	70%以上
7	廃食用油を再生した製品	バイオディーゼル等	100%
8	ガラス・陶磁器くずを利用した製品	再生陶磁器製品等	40%以上
9	再生建設資材	再生路盤材，再生コンクリート，再生型枠材等	別記
10	その他，特に知事が廃棄物の減量及び資源の有効利用に資すると認めたもの		

- 1 原則として，製品中に含まれる廃棄物の比率を50%以上とし，特に指定した製品 については個別に定める。
- 2 表中において下線を付した数値は，エコマーク認定基準で規定されたものである。
- 3 再生建設資材については，茨城県リサイクル建設資材の認定を受けたもので，県内で発生した廃棄物を使用しているものとする。